

既存木造住宅耐震改修支援事業

(耐震改修に要する費用の助成制度)

【趣旨・目的】

東南海・南海地震などの海溝型大規模地震や中越地震のような断層型地震の発生が懸念される中、建築物の耐震化は国家的重要課題でありかつ喫緊の課題となっている。

建築物の耐震化は、耐震性が劣る建築物の改修工事が実施されてこそ目的が達成できることから、地震に対し危険度が高いとされている昭和56年以前に旧耐震基準で建築された既存木造住宅に対する耐震診断の次のステップとして、住民が行う既存木造住宅の耐震工事に要する費用に補助を行う市町村に対し、県が助成を行う。

平成22年度から、耐震改修工事費に対する市町村の補助率を10%から23%に引き上げるとともに、補助事業を実施する各市町村の実情に応じて補助限度額を50万円の間で設定することを可能とし、住民に補助する額の増額を図る。

【事業概要】

(助成対象者)

市町村

(財政力指数0.7未満の市町村に限る。但し、緊急輸送道路沿道は全市町村対象)

(助成対象事業)

- ①地域住宅交付金制度の交付金を受けて行われる耐震改修補助事業
- ②住宅・建築物安全ストック形成事業の補助を受けて行われる耐震改修補助事業
- ③租税特別措置法第41条の19の2の規定に基づく「耐震改修促進税制」を活用するために市町村が独自に設けた耐震改修補助事業

(対象建築物等)

昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅

(対象となる耐震改修工事)

耐震診断の構造評点が1.0未満である住宅における耐震改修工事で、改修後の構造評点を1.0以上に高めるために必要な工事、又は構造評点が0.7未満である住宅における耐震改修工事で、改修後の構造評点を0.7以上に高めるために必要な工事

(耐震改修工事費)

対象となる耐震改修工事に要する費用

(同時に行われるリフォーム工事等にかかる費用を除く)

(補助率)

市町村が住民に補助する額の1/4

ただし1戸あたりの限度額(5万円～12.5万円)を設ける

(事業規模)

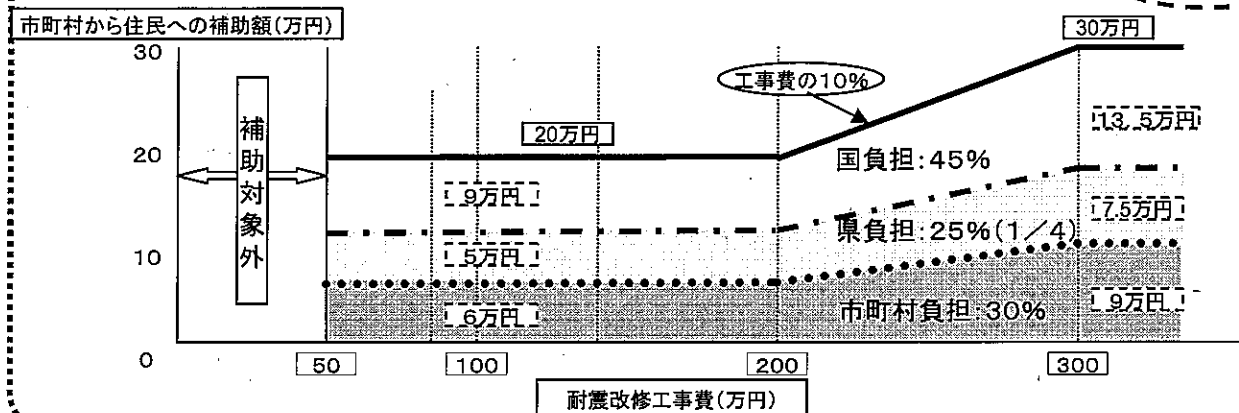
平成23年度は100戸分を助成

(H23予算: 8,000千円)

既存木造住宅 耐震改修支援事業

地域住宅交付金(提案)活用：限度額30万円

H21まで



拡充

◆市町村から住民への補助額

- ・耐震改修工事費の23%かつ最低20万円(耐震改修工事費が50万円以上が補助対象)
 - ・限度額を50万円以内で市町村が設定
- 市町村負担額: 補助額及び設定限度額に応じて、6万円/件～15万円/件
 県負担額: 市町村補助額に応じて5万円/件～12.5万円/件(住民への補助額の1/4)

社会資本整備総合交付金(効果促進事業)活用：限度額50万円の場合

H22から

